

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年12月までの国民年金保険料及び同年4月及び5月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年12月まで

昭和51年12月に結婚し仕事を辞めたので、年金加入を続けた方がよいと思ひ、52年1月21日、A町役場で手続をして国民年金に加入した。

申立期間当時の国民年金保険料は、毎月、自宅に集金に来ていた年金推進協力会員から受け取った国民年金保険料仮領収カードで自分が納付していた記憶がある。

申立期間の仮領収カードを持っており、未加入となっている記録に納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人のオンライン記録によると、申立期間直後となる昭和53年1月から57年8月までの国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、申立期間を含む昭和52年1月から53年3月までの15か月分について、年金推進協力会員印欄に押印のあるA町役場が作成した「国民年金保険料仮領収カード」を所持しており、同保険料仮領収カードの保険料種類欄の52年4月及び5月欄には「附加」に丸印が記載されていることが確認できるほか、いつ記載されたかは分からないが、申立人の所持する国民年金手帳によると、国民年金の資格取得日が53年1月21日から52年1月21日に修正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、戸籍の附票の住所地番からB地区に居住していたものと推定されるところ、申立人が所持する「国民年金保険料仮領収カード」の年金推進協力会員欄に押印のある年金推進協力会員から、「国民年

金保険料仮領収カードを知っている。婦人会から依頼された担当地区内にB地区があり、保険料を集金した際に同カードに押印したことを覚えている。」との供述が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和52年1月から同年12月までの国民年金保険料及び同年4月及び5月の付加保険料を納付していたものと認められる。

広島厚生年金 事案 1504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和48年3月にA社に入社し、49年4月1日からB社に異動し、50年9月16日まで継続して勤務した。

申立期間において、異動はあったが、給与は支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社に係る社史の記載内容及び申立人の供述する勤務内容等により、申立人は、B社及びその関連事業所に継続して勤務（A社からB社に異動）していることが認められる。

また、オンライン記録では、B社は昭和49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、A社は、「申立期間における給与の支払元及び厚生年金保険に係る事業主は不明であるものの、申立人は同社グループ内に継続して勤務しており、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたものとするのが妥当だと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く確認できないため不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和49年4月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月16日は16万円、同年12月15日は22万4,000円、17年7月15日は15万6,000円、同年12月15日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年7月15日
④ 平成17年12月15日

ねんきん特別便が送られてきたが、私は、A社（承継事業所は、B事業所）において、平成16年から17年にかけて支給された申立期間①から④までの夏季・冬季の賞与（計4回）から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が提出した給料明細書（写）及び申立人名義の預金通帳の記録（写）から、申立人は、申立期間①から④までにおいて、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
- 2 当該期間の標準賞与額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が賞与から控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標

準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

- 3 したがって、申立人の標準賞与額については、申立人の提出した給料明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額のうち、低い方の額である平成 16 年 7 月 16 日は 16 万円、同年 12 月 15 日は 22 万 4,000 円、17 年 7 月 15 日は 15 万 6,000 円、同年 12 月 15 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、B 事業所は、関係書類を保存しておらず不明としているが、計 4 回の賞与支払届の提出において、いずれの機会にも社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は申立期間に係る賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年11月及び同年12月は47万円、15年1月は44万円、同年2月から同年8月までは47万円、同年9月は44万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日及び同年12月19日は40万円、16年7月20日は37万5,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は29万8,000円、同年12月20日は8万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日及び同年12月19日は40万円、16年7月20日は37万5,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は29万8,000円、同年12月20日は8万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から16年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日
⑦ 平成17年12月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当す

る標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年11月及び同年12月は47万円、15年1月は44万円、同年2月から同年8月までは47万円、同年9月は44万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年10月及び16年1月から同年8月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日及び同年12月19日は40万円、16年7月20日は37万5,000円、同年12月20日は36万

円、17年7月20日は29万8,000円、同年12月20日は8万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑥までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は21万円、同年12月19日は24万円、16年7月20日及び同年12月20日は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は21万円、同年12月19日は24万円、16年7月20日及び同年12月20日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から15年9月1日まで
② 平成16年9月1日から同年12月1日まで
③ 平成15年7月18日
④ 平成15年12月19日
⑤ 平成16年7月20日
⑥ 平成16年12月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間③から⑥までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が

無い。

申立期間①から⑥までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、その主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間③から⑥までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は21万円、同年12月19日は24万円、16年7月20日及び同年12月20日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑥までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から同年9月までは30万円、同年10月から15年5月までは28万円、同年6月から16年8月までは22万円、同年9月から17年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は25万円、同年12月19日は24万円、16年7月20日は23万円、同年12月20日及び17年7月20日は20万円、同年12月20日は18万円、18年7月20日及び同年12月20日は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は25万円、同年12月19日は24万円、16年7月20日は23万円、同年12月20日及び17年7月20日は20万円、同年12月20日は18万円、18年7月20日及び同年12月20日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から17年10月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日

⑦ 平成 17 年 12 月 20 日

⑧ 平成 18 年 7 月 20 日

⑨ 平成 18 年 12 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から同年9月までは30万円、同年10月から15年5月までは28万円、同年6月から16年8月までは22万円、同年9月から17年9月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は25万円、同年12月19日は24万円、16年7月20日は23万円、同年12月20日及び17年7月20日は20万円、同年12月20日は18万円、18年7月20日及び同年12月20日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは20万円、15年1月は19万円、同年2月、同年3月及び同年5月から同年7月までの期間は20万円、同年8月は19万円、同年9月から同年12月までの期間、16年4月及び同年6月から同年8月までの期間は20万円、同年9月から17年3月までは18万円、同年4月から同年8月までは19万円、同年9月は24万円、同年10月から同年12月までは26万円、18年1月は24万円、同年2月、同年3月及び同年6月から同年8月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は31万7,000円、同年12月19日は38万2,000円、16年7月20日は24万5,000円、同年12月20日は40万9,000円、17年7月20日は35万5,000円、同年12月20日は42万7,000円、18年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は36万円、19年7月20日は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は31万7,000円、同年12月19日は38万2,000円、16年7月20日は24万5,000円、同年12月20日は40万9,000円、17年7月20日は35万5,000円、同年12月20日は42万7,000円、18年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は36万円、19年7月20日は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日

- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは20万円、15年1月は19万円、同年2月、同年3月及び同年5月から同年7月までの期間は20万円、同年8月は19万円、同年9月から同年12月までの期間、16年4月及び同年6月から同年8月までの期間は20万円、同年9月から17年3月までは18万円、同年4月から同年8月までは19万円、同年9月は24万円、同年10月から同年12月までは26万円、18年1月は24万円、同年2月、同年3月及び同年6月から同年8月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申

立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 15 年 4 月、16 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月、18 年 4 月及び同年 5 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 31 万 7,000 円、同年 12 月 19 日は 38 万 2,000 円、16 年 7 月 20 日は 24 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 40 万 9,000 円、17 年 7 月 20 日は 35 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 42 万 7,000 円、18 年 7 月 20 日は 34 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 36 万円、19 年 7 月 20 日は 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年12月から15年3月までは18万円、同年4月は17万円、同年5月から同年7月までは18万円、同年8月は17万円、同年9月は18万円、同年10月は19万円、同年11月は18万円、同年12月は19万円、16年1月は17万円、同年2月は18万円、同年3月は17万円、同年4月は19万円、同年5月及び同年6月は18万円、同年7月は19万円、同年8月は18万円、同年9月は16万円、同年10月から17年1月までは18万円、同年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月及び同年5月は16万円、同年6月及び同年7月は19万円、同年10月から18年3月までは17万円、同年4月は15万円、同年5月から同年7月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は28万8,000円、同年12月19日は32万円、16年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は33万円、17年7月20日は26万9,000円、同年12月20日は23万8,000円、18年7月20日は26万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は28万8,000円、同年12月19日は32万円、16年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は33万円、17年7月20日は26万9,000円、同年12月20日は23万8,000円、18年7月20日は26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年8月1日まで

- ② 平成 15 年 7 月 18 日
- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年12月から15年3月までは18万円、同年4月は17万円、同年5月から同年7月までは18万円、同年8月は17万円、同年9月は18万円、同年10月は19万円、同年11月は18万円、同年12月は19万円、16年1月は17万円、同年2月は18万円、同年3月は17万円、同年4月は19万円、同年5月及び同年6月は18万円、同年7月は19万円、同年8月は18万円、同年9月は16万円、同年10月から17年1月までは18万円、同年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月及び同年5月は16万円、同年6月及び同年7月は19万円、同年10月から18年3月までは17万円、同年4月は15万円、同年5月から同年7月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬

月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年10月、同年11月、17年8月及び同年9月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は28万8,000円、同年12月19日は32万円、16年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は33万円、17年7月20日は26万9,000円、同年12月20日は23万8,000円、18年7月20日は26万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から同年9月までは34万円、同年10月から16年2月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は22万円、同年12月19日は42万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は22万円、同年12月19日は42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から16年3月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から同年9月までは34万円、同年10月から16年2月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は22万円、同年12月19日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から16年12月までは36万円、17年1月から18年2月までは32万円、同年3月から同年5月までは26万円、同年6月から同年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は52万円、同年12月19日は51万円、16年7月20日は48万円、同年12月20日は35万円、17年7月20日は33万円、同年12月20日は32万円、18年7月20日は15万円、同年12月20日は29万円、19年7月20日は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は52万円、同年12月19日は51万円、16年7月20日は48万円、同年12月20日は35万円、17年7月20日は33万円、同年12月20日は32万円、18年7月20日は15万円、同年12月20日は29万円、19年7月20日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から16年12月までは36万円、17年1月から18年2月までは32万円、同年3月から同年5月までは26万円、同年6月から同年8月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は52万円、同年12月19日は51万円、16年7月20日は48万円、同年12月20日は35

万円、17年7月20日は33万円、同年12月20日は32万円、18年7月20日は15万円、同年12月20日は29万円、19年7月20日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から17年3月までは26万円、同年4月から18年3月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は29万円、同年12月19日は35万円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は32万円、17年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は29万円、同年12月19日は35万円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は32万円、17年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年4月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日
⑦ 平成17年12月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社

に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から17年3月までは26万円、同年4月から18年3月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は29万円、同年12月19日は35万円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は32万円、17年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和38年6月から41年10月まで

私は、A町(現在は、B市)に住んでいた昭和38年6月ごろに、アパートの同じ2階に住む人から、「1か月100円で良いので、是非加入しなさい。」と勧められ、長女を乳母車に乗せて、A町役場で国民年金の加入手続きを行い、3か月分ずつ保険料を納付した。加入手続きをいつ行ったかは正確には覚えていないが、38年11月の米穀通帳があるので、この日付以前に加入手続きをしたのは確かだと思う。

昭和39年3月にC市D町に転居してからも、D町の近くにあった出張所で納付してきたのに、申立期間が未加入となっており納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、申立人の所持する年金手帳及びC市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、昭和41年11月7日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は昭和38年6月にA町で国民年金に加入し、39年3月にC市D町に転居後も継続して保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の資格取得日(昭和41年11月7日)時点の住所はD町であることから、申立期間のうち、39年3月から41年10月までの期間について、同一町内に居住している申立人に新たに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

さらに、申立人は、現在保有しているオレンジ色の年金手帳のほかに、2種類の色の異なる国民年金手帳を持っていたと供述しているが、いずれも申立人

の資格取得日以降に使用されていた手帳の色と一致しており、申立期間当時に使用されていた国民年金手帳とは異なっている。

加えて、B市には申立人に係る加入記録は見当たらず、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人に国民年金への加入を勧めたとするアパートの隣人は特定できないため、供述は得られず、ほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和51年12月から61年3月まで

私は、実母からの勧めもあり、昭和51年12月に結婚してから国民年金に加入したと思う。

当時は、A市B町自治会の班の幹事が、毎月、自治会費や水道代などと一緒に国民年金保険料の集金を行い、自治会作成の領収書に領収印を押してもらっており、自治会に納めていれば、保険料の納付記録も適正に管理されているものと思っていた。

昭和61年3月までの保険料を工面して支払ってきたのに、納付記録が無いのは納得いかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月1日に国民年金の第3号被保険者として資格取得していることが、申立人の所持する年金手帳及びA市の申立人に係る国民年金被保険者台帳により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の資格取得者の状況から、昭和61年5月上旬から8月末までの間に払い出されたものと推測されるとともに、申立人は、昭和51年12月に結婚後、住所をB町内で移動しているが、同一町内であり、姓名に変更がないことから、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

さらに、申立人は結婚後に国民年金の加入手続を市役所で行った記憶は無いとし、申立期間に年金手帳が交付された記憶も無いとしているが、A市国民年金担当課では、国民年金の資格取得手続は、本人が市役所で行う必要があり、加入手続がなされた後に市役所から各自治会に被保険者名簿を渡して、

集金を依頼していたとしている。

このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで

私は、平成8年4月ごろに国民年金の加入手続をA市役所で行った。その際に、同市の職員に申立期間が納付済ということで年金手帳に8年4月1日の資格取得の記録と一緒に申立期間が納付済であることを記載してもらった。

また、母親が「当時のことは詳しく覚えていないが、20歳になった時から兄と妹の国民年金保険料は納付しているので、あなたの保険料だけ納付しなかったことはない。」としているため、未加入期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったとするA市役所において、同市の職員に申立期間が納付済であることを年金手帳に平成8年4月1日の資格取得の記録と一緒に記載してもらったとしているところ、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の欄には、申立期間の国民年金の加入記録の記載があり、オンライン記録でも20歳到達時である平成2年*月*日を資格取得日とする処理が社会保険事務所(当時)で行われていることが確認できる。

しかしながら、その後、申立人に係る国民年金の資格取得日を20歳到達時から平成8年4月1日とする訂正処理が同年5月22日に行われ、当該時点で申立期間が未加入期間となったことがオンライン記録により確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期は8年5月ごろと推定されるため、当該時点で申立期間は時効により、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は申立期間を含む平成元年4月から3年3月までB大学短期大学部の学生であり、国民年金は任意加入被保険者となることからさかのぼって

被保険者資格を取得することはできない。

さらに、申立人は「兄の学生時代の国民年金保険料も母親が納付していた。」としているが、オンライン記録により、申立人の兄が学生であったとする昭和63年4月から平成2年3月までの期間は、国民年金に加入しておらず未加入期間であることが確認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は納付した保険料額を覚えていないなど記憶が定かではない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 930 (事案 363 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月までの期間、同年 9 月から 40 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 41 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月まで
② 昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 40 年 7 月から 41 年 9 月まで

私は、昭和 36 年 4 月ごろ、近所の人から国民年金の制度ができたことを聞き、夫が市役所で夫婦の加入手続をした。

当時、夫婦で個人商店を営んでおり、集金人が定期的に訪問してくれたので、現金(100円)で保険料を納付しており、納付が遅れたことはない。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、夫婦共資格取得年月日が昭和 39 年 9 月 1 日で、申立期間が未納となっており、納得できない。

この度、昭和 40 年 8 月まで住んでいた A 市 B 町に現在も住んでいる夫の友人の証明書を新たな証拠資料として提出し、再度の申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、ii) 申立人は、昭和 36 年 4 月ごろ、国民年金の資格取得手続を行ったとしているが、A 市役所が実施した国民年金未加入者への加入勧奨による資格取得者(取得日は昭和 39 年 9 月 1 日)であると推認でき、申立期間①の 36 年 4 月から 39 年 8 月までは未加入期間であり、制度上、保険料の納付ができないこと、iii) 国民年金被保険者台帳の国民年金手帳交付年月日欄に 41 年 12 月 1 日の日付があり、この時点では、申立期間②及び③のうち、39 年 9 月から 41 年 3 月までは過年度保険料となり、このうち 40 年 4 月から同年 6 月までの保険料が納付されており、申立人が供述している、「保険料の納付が遅れたことはない。」との供述に齟齬が認められることなど

から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立人が申立期間において住んでいた A 市 B 町に現在も住んでいる夫の友人から申立期間に申立人夫婦が同町に住んでいたこと等の証明書を新たな資料として提出しているが、当該友人から申立人の申立期間に係る保険料の納付に関する証言は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 931 (事案 362 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの期間、同年9月から40年3月までの期間及び同年7月から41年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年8月まで
② 昭和39年9月から40年3月まで
③ 昭和40年7月から41年9月まで

私は、昭和36年4月ごろ、近所の人から国民年金の制度ができたことを聞き、市役所で夫婦の加入手続をした。

当時、夫婦で個人商店を営んでおり、集金人が定期的に訪問してくれたので、現金(100円)で保険料を納付しており、納付が遅れたことはない。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、夫婦共資格取得年月日が昭和39年9月1日で、申立期間が未納となっており、納得できない。

この度、昭和40年8月まで住んでいたA市B町に現在も住んでいる友人の証明書を新たな証拠資料として提出し、再度の申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、ii) 申立人は、昭和36年4月ごろ、国民年金の資格取得手続を行ったとしているが、A市役所が実施した国民年金未加入者への加入勧奨による資格取得者(取得日は昭和39年9月1日)であると推認でき、申立期間①の36年4月から39年8月までは未加入期間であり、制度上、保険料の納付ができないこと、iii) 国民年金被保険者台帳の国民年金手帳交付年月日欄に41年12月1日の日付があり、この時点では、申立期間②及び③のうち、39年9月から41年3月までは過年度保険料となり、このうち40年4月から同年6月までの保険料が納付されており、申立人が供述している、「保険料の納付が遅れたことはない。」との供述に齟齬が認められることな

どから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立人が申立期間において住んでいた A 市 B 町に現在も住んでいる友人から申立期間に申立人夫婦が同町に住んでいたこと等の証明書を新たな資料として提出しているが、当該友人から申立人の申立期間に係る保険料の納付に関する証言は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 30 日から 2 年 1 月 1 日まで

私は、A社を辞める時、当時の事業主に平成元年 12 月末日で退職することで了解を得ていた。

ところが、平成元年 12 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなのに、同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 12 月 30 日になっているのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所から提出された申立人に係る平成元年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立期間である同年 12 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるとともに、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険料を当月控除の取扱いとしていたと供述していることから、申立人は、同年 12 月分の厚生年金保険料を同年 12 月分の給与から控除されていたことが認められる。

一方、当時の役員及び申立人は、当該事業所は、申立期間当時、年中無休であったと供述しているところ、申立人の雇用保険の離職日及び当該事業所から提出のあった申立人に係る労働者名簿の退職日は、平成元年 12 月 29 日とされているとともに、同社に保存されていた申立人から提出のあった退職願の日付は、同年 12 月 30 日と記載されていることが確認できるほか、当時勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人が申立期間に在籍していたことを裏付ける具体的な供述を得ることはできない。

これらのことから、申立人の申立期間に係る同社における勤務実態は確認できない上、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算す

る場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第14条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成元年12月30日であると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成元年12月分の厚生年金保険料を事業主により同年12月分の給与から控除されていることが認められるものの、申立人は、申立期間について、申立ての事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から26年6月15日まで

私は、17歳からA県のB社に勤務していた。

昭和25年の暮れごろ、足の指を骨折し、傷病手当金をもらった記憶があり、本来なら18歳になる26年*月から正規社員になる予定だったが、怪我が治った同年6月から正規社員になった。

同僚の名前は覚えていないが、17歳の時から働いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が当時の勤務状況について具体的に述べているとともに、同じ作業場で働いていた同僚が申立人と一緒に勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が18歳に到達した日以降の昭和26年6月15日となっており、雇用保険の資格取得日と一致している。

また、申立ての事業所の被保険者名簿により、申立人の健康保険番号の前後31人について、その生年月日と資格取得日を検証したところ、事務職を除く29人が18歳以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得している上、連絡先が判明した14人に照会したところ10人から回答が得られ、複数の同僚が、「同社では、18歳に到達するまでは正規職員にはなれず、厚生年金保険には加入していない。」と供述していることから、申立ての事業所では、労働基準法の規定に基づき、18歳未満の者は作業員として正規職員には採用せず、厚生年金保

険の被保険者とししない取扱いがなされていたものと推測することができる。

さらに、申立人は、作業中に足の指を骨折し、傷病手当金を受けた記憶があるとしているが、受診した病院は、既に廃院しているため事実確認ができず、また、労災給付の受給の有無について管轄の労働基準監督署に照会したが、書類の保存期限経過のため資料は無いとしており、当時の状況は不明である。

加えて、申立ての事業所を引き継いだ現事業所では、当時の資料は無いとしており、このほか、申立期間において給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月25日まで

私は、中学卒業後、A社B製作所に勤務していた。

昭和20年8月6日の爆弾投下の翌日にC町の自宅に帰ったが全焼したため、家族6人でD町に疎開し、しばらくしてC町の別の場所で家族とバラック住まいをしていた。

その後、脱退手当金が支給決定されたとする昭和22年12月9日までの間に会社関係者と連絡を取ったことも無く、脱退手当金の説明を受けたことも無い。

脱退手当金を支給した記録となっているが、戦後の混乱期に会社が私の居住先を知るよしも無く、受給した記憶も無いし、家族からも受け取った話を聞いたことは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されている前後360人のうち、申立人と同日の資格喪失日(昭和20年9月25日)となっている27人(申立人を含む。)のうち21人について厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を確認したところ、15人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうちの6人の支給決定日は申立人と同日の昭和22年12月9日であり、ほかの8人も、同年3月24日または同月25日となっており、厚生年金保険被保険者台帳の備考欄の健康保険番号、脱退手当金の支給番号及び脱退手当金の支給根拠の記載順や省略記載に共通性が見られることから、事業所が段階的に又は部署ごと一括して代理請求したことがうかがえる。

さらに、申立人及び脱退手当金の支給記録のある12人の厚生年金保険被保険者台帳の備考欄には、「法49条ノ3」と記載されていることから、いずれも

昭和 22 年法律第 45 号改正前の厚生年金保険法第 49 条ノ 3 の規定に基づく脱退手当金の支給であったと推測される。当該規定に基づく運用においては、被保険者期間が 6 か月以上 3 年未満の者でも、戦争終結による事業所の廃止、休止及び縮小により資格喪失した時は支給するとされており、申立事業所の「復興記録」に、「昭和 20 年 9 月 * 日の E 新聞に『職員は 9 月 25 日までに
出頭せよ』と公告をし、体制整備に入った。」との記載があり、当時の社員は、「当該公告に応じて 20 年 9 月下旬までに出頭しなかったものについては退職扱いとなったと記憶している。」と供述していることを踏まえると、脱退手当金の支給事務処理がされたものと推測される。

加えて、申立人の脱退手当金が支給決定された時期（昭和 22 年 12 月 9 日）は、通算年金制度創設前である上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和19年9月25日から20年9月25日まで

私は、A社B製作所に昭和19年9月25日に入社したが、20年8月6日の爆弾投下以降、職場に行けなくなり、そのままになった。

ねんきん特別便で、この期間の記録が無いことから、社会保険事務所(当時)に確認したところ、脱退手当金が支給されていると聞かされたが、当時、脱退手当金の制度も知らず、自分で受け取ったことも、両親からも受け取ったという話を聞いたことが無いので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されている前後360人のうち、申立人と同日の資格喪失日(昭和20年9月25日)となっている27人(申立人を含む。)のうち21人について厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を確認したところ、15人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、2人の支給決定日は申立人と同日の昭和22年3月25日であり、その前日の24日が6人、ほかの6人は同年12月9日となっており、厚生年金保険被保険者台帳の備考欄の健康保険番号、脱退手当金の支給番号及び脱退手当金の支給根拠の記載順や省略記載に共通性が見られることから、事業所が段階的に又は部署ごと一括して代理請求したことがうかがえる。

さらに、脱退手当金の支給記録の確認できる15人のうち13人の厚生年金保険被保険者台帳の備考欄には、「法49条ノ3」と記載されていることから、いずれも昭和22年法律第45号改正前の厚生年金保険法第49条ノ3の規定に基づく脱退手当金の支給であったと推測されるところ、当該規定に基づく運用に

においては、被保険者期間が6か月以上3年未満の者でも、戦争終結による事業所の廃止、休止及び縮小により資格喪失した時は支給するとされており、申立事業所の「復興記録」に、「昭和20年9月*日のC新聞に『職員は9月25日までに出勤せよ』と公告をし、体制整備に入った。」との記載があり、当時の社員は、「当該公告に応じて20年9月下旬までに出勤しなかったものについては退職扱いとなったと記憶している。」と供述していることを踏まえると、脱退手当金の支給事務処理がされたものと推測される。

加えて、申立人の脱退手当金が支給決定された時期（昭和22年3月25日）は、通算年金制度創設前である上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和21年5月ごろから27年10月ごろまで
戦後、復員局から紹介をうけて、A社に正社員として11歳から18歳ぐらいになるまでの期間勤務し、主に商品の運搬や清掃といった雑役業務に従事した。健康保険にも加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めて記録を訂正してほしい。

第3 委員会判断の理由

申立人が勤務したとするA社は、商業登記簿等により、申立人の供述どおり営業していたことが確認でき、申立人の申立事業所における勤務内容の具体的な供述から、時期は特定できないものの申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録等において、同事業所及び類似の名称で確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が供述している申立期間当時の事業主を始め商業登記簿で確認できる役員は、いずれもオンライン記録により厚生年金保険の被保険者として確認できない上、所在も不明であるため、申立人の厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できない。

さらに、申立人が当時の同僚であるとする二人のうち、一人は既に亡くなっており、もう一人についても所在が不明であるため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。なお、死亡した同僚の遺族は「本人は、ずっと自営業をしており、会社勤めはしたことがない。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 3 日から同年 8 月 25 日まで
② 昭和 41 年 8 月 26 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A市B町にあったC社に高校の先輩の紹介で昭和41年5月3日ころに入社し、同年8月25日ころまで勤務していた。

また、申立期間②について、私は、D社において昭和41年8月26日から同年11月30日まで勤務していた。

どちらの事業所でも給与明細書をもらい厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているが、厚生年金保険の加入期間が無いのは、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が挙げた名称の事業所では厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者(4人)は全員、当該期間において、E社に係る厚生年金保険被保険者記録があり、連絡の取れた同僚3人が申立人は同社に勤務していたとの供述をしていることから、申立人はE社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、E社は既に適用事業所でなくなっており、法務局に照会したものの商業登記簿は確認できない上、事業主はオンライン記録からは同社の厚生年金保険の被保険者として確認できず、B町における経理担当者として、申立人から名前の挙げた者は所在不明であり、F県及びG市で勤務していたとする同僚もそれぞれ一人しか供述を得られず、かつ社会保険事務の担当者でもないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況について、確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

一方、申立人及び同僚は、B町に勤務していた従業員数について5人から7人と供述しており、オンライン記録により、当該期間にB町に勤務してい

たと確認できる者は、申立人以外5人いるが、この5人は厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる。

しかしながら、E社は、G市H町の住所で適用事業所となっており、同僚調査の結果、同僚が供述する勤務先の所在地から、同社は少なくとも営業拠点が全国に3か所あったと考えられるものの、営業拠点の正確な数について確認できず、当該期間の従業員数を把握することができないことから、B町に勤務していた者全員を社会保険に加入させていたか否かについても確認ができず、同社において申立人と同じ職種（事務）の者はすべて社会保険に加入させていたか否かについても確認ができない。

また、当該期間において申立人に係る雇用保険の記録は無い上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、当該期間に係る整理番号に欠番は無い。

- 2 申立期間②について、D社における同僚調査の結果、3人から回答があったが、このうちの1人は、「期間は分からないが、申立人が当該事業所に勤務していた。」と供述していることから、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、従業員の厚生年金保険加入の取扱状況を推認するため、従業員数と被保険者数とを比較してみると、当該期間の従業員数について、上記の同僚3人は、4人から6人としているところ、同社に係る被保険者名簿では、当該期間の被保険者数は3人から4人となっており、また、回答者のうち1人は、「厚生年金保険に加入したのは、同社に入社して1年から2年くらい後であった。」と供述し、この者自身が入社したとする時期から少なくとも1年経過後に被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、同社は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったか、又は、入社後すぐには加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、同社は、当該期間の関係資料を保管していないため、当該期間における保険料を事業主により給与から控除されていたか否かは確認できない。

加えて、同社に係る被保険者名簿に申立人の名前は無い上、当該期間に係る整理番号に欠番は無い。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 20 日から 35 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 8 月 20 日から 35 年 12 月 1 日まで A 社に勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

父からは、厚生年金保険に加入していない会社には勤めないように厳しく言われていたため、申立事業所の年金記録が無いのは信じられない。

第3 委員会の判断の理由

同僚調査を 6 人に実施した結果、5 人から回答があり、このうち 1 人は、申立人を覚えており、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の同僚（後に役員に就任）は、当該期間の従業員は約 12 人程度と供述しているところ、オンライン記録により、厚生年金保険の加入記録が 7 人確認できるものの、残りの 5 人については確認できない。

また、前述の加入記録が確認できる 7 人のうち 1 人は、入社時期の 4 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、前述の同僚は、「申立人は、申立事業所の従業員が知人に頼まれて、様子をみるという形で雇われた。」と供述していることから、申立事業所は申立期間において、従業員全員を厚生年金保険に加入させず、かつ入社後すぐには加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立事業所が保管する昭和 34 年 9 月 21 日及び 35 年 9 月 3 日に提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届には二度とも申立人の名前は無い。

加えて、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは覚えていないとしており、このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1508

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年ごろから 33 年 11 月 8 日まで
私の妻は、私と結婚する前の旧姓であった昭和 33 年 11 月 8 日以前においても A 事業所で勤務していた。
しかし、そのときの年金記録が欠落しているので調べてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間において申立人が A 事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立事業所から提出された昭和 33 年 11 月 30 日起案の「年末賞與支給に関する件」に係る稟議書類 (写) を見ると、申立人が、同年 11 月 8 日に臨時の職員として申立事業所に採用されたことが確認できる。

また、申立事業所は、申立事業所の前身である B 事業所 (昭和 24 年 6 月開業) を含めて、申立人の申立期間に係る在籍の事実は無いと回答している。

さらに、申立人は、昭和 33 年 11 月以前においても申立事業所で勤務していたとしているところ、申立事業所の次に就職した事業所が保管する申立人の履歴書においては、22 年 4 月 C 事業所に勤務、24 年 10 月 D 事業所に勤務、28 年 4 月 E 事業所勤務と記載されており、申立事業所での勤務は確認できない。

一方、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 27 年 10 月 1 日であり、申立期間のうち、27 年 9 月 30 日までは、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者が、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所

(法人事業所を含む。)に使用される女子にまで拡大されたのは、厚生年金保険法(昭和19年2月16日公布)に基づく昭和19年6月1日(保険料の徴収開始は同年10月)からであり、申立期間のうち、17年から19年9月30日までは、申立人は被保険者になれないか、又は、法律準備期間のため、被保険者であったとしても被保険者期間には算入されない。

このほか、申立期間における申立人の勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることができない。

広島厚生年金 事案 1509 (事案 32 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことについて、第三者委員会に確認申立てを行ったが、厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできないとの通知を受けた。

新たな資料や証言は無いが、申立事業所の事業主の子息に聞いてもらえば分かることがあると思うので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てについては、閉鎖登記簿から申立事業所の存在が確認でき、その代表取締役の氏名が申立人の記憶する申立事業所の代表者の氏名と一致すること、申立事業所の元事業主の子息は、「申立人は、申立事業所に勤務していた。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該子息は、「私は、申立事業所の経営等に関与しておらず、申立事業所の従業員の厚生年金保険について事実関係を承知していない。」と供述しており、保険料控除の事実を推認できる供述は得られなかった。

また、申立人から申立期間の保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる新たな資料や事実の提供は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。